

令和 7 年第 1 回  
福岡地区水道企業団議会定例会  
条例予算特別委員会会議録  
(令和 7 年 2 月 3 日開催・議案審査分)

福岡地区水道企業団議会

質疑・意見	答弁
<p><b>1 議案審査関係</b></p> <p>○ 収益的収支の単年度の純損益について、令和7年度の予算では2億8600万円の赤字となっている。</p> <p>この傾向は、来年度に限られるか、それとも今後も続く可能性があると考えているか。</p> <p>○ 最近の物価高騰の影響は収まりそうになく、難しい状況が続く可能性が高い。</p> <p>こうした中で、来年度から『第15次財政収支計画』の検討が始まるが、これが非常に重要なポイントになる。</p> <p>このような財政状況では、必要だと分かっている事業でも手が届かなくなることもあり得る。</p> <p>例えば、埼玉県では、下水道管による道路陥没事故も発生しているが、財政が厳しくなると老朽化した管の整備も難しくなることがある。</p> <p>企業団は、管の更新は収支に關係なくしっかりと進めていくのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収益は、水源開発が終了したため、ほぼ安定すると認識している。</li> <li>ただし、費用については、物価水準の変動などが影響するため、今後どうなるかは確定できないが、中長期的には厳しい状況になると認識している。</li> <li>● 埼玉県八潮市の道路陥没事故については、県の発表によると下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没が起き、走行中のトラックが転落したというものである。</li> <li>新聞報道によれば、原因となった下水道管において、硫化水素が発生しコンクリートが腐食した結果、土砂が流入して地中にできた空洞により道路が陥没したものと推測されている。</li> <li>水道管の老朽化に伴う不具合としては漏水が考えられるが、企業団が管理している管路は、圧力管であり、亀裂が入ると漏水は生じるが、土砂が管内に流入することではなく、今回の事故のように道路が陥没する可能性は低いと考えている。</li> <li>現在、管路の老朽化対策としては、毎月1回、導・送水管路が敷設されている道路上で巡視点検を行い、漏水の兆候を確認している。</li> <li>また、2年周期で漏水調査を行い、異状が見つかれば緊急修繕を行っている。</li> <li>さらに、既設管と並走して耐震性のある新しい管を整備して管路の二重化を進めている。</li> <li>これにより、万が一既存管に事故があっても新設管に切り替えて協定水量の供給を確保できるようにしている。</li> </ul>

質疑・意見	答弁
<p>○ 説明を受けて福岡都市圏は、安心できる状況と感じた。</p> <p>しかし、将来にわたって安全で良質な水を安定供給するためには、財政が非常に重要な要素になるとを考えている。</p> <p>来年度から財政プラン策定の取り組みが始まるので、議会において、議論を重ねて、より良い財政プランを作り上げていくことを期待している。</p>	<p>管路整備では、特に警固断層を横断・並走する区間や腐食性土壌の分布が確認されている区間などから優先的に整備している。</p> <p>今後も管路整備の早期完了に向けて取り組んでいく。</p>
<p><b>2. 工事請負契約の締結及び総合評価方式の改定案について</b></p> <p>本件について、理事者から資料に基づき報告があった。なお、次のような質疑・意見があった。</p> <p>○ 総合評価方式に関して、報告資料に、改定案と現行の標準型についての表があるが、他のページには、現在行っている工事の契約内容が記述されている。</p> <p>この工事は、現行の標準型に則って評価が行われたということか。</p> <p>○ 総合評価方式の改定案が適用されると、今後、前述の工事と同規模の工事が発注される場合には、新たな技術提案型に基づく評価が行われるということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仰る通り、現行の標準型で評価している。</li> <li>● 基本的には技術提案型の対象工事は、5億円以上で、かつ技術的な工夫の余地が大きい工事が対象となる。</li> </ul> <p>企業団の内部機関である福岡地区水道企業団総合評価委員会で審議を行い、対象工事として決定されれば、改定後の技術提案型に基づいて発注されることとなる。</p>

質疑・意見	答弁
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総合評価委員会で、技術的工夫の余地が大きいかどうかを判断するということか。</li> <li>○ 改正案の概要の表について、「○」と「△」の記号があり、「○」が必須、「△」が選択となっているが、この選択項目を選定するのは誰か。</li> <li>○ 「△（選択）」となっている項目については、発注者側の選択で、採用するか否かを話し合い、決定されるという理解でよいか。</li> <li>○ 改定案で「△（選択）」となっている項目が今後、「○（必須）」に近づく形で進むことにより、差別化が容易になると考るが、この点については、引き続き総合評価委員会で議論され、選択项目的採用について検討がなされるということか。</li> <li>○ 改定案の概要で「企業の信頼性・社会性」として、競争入札参加停止措置状況が新たに追加された理由と、マイナス2点の根拠は何か。</li> <li>○ 他都市の状況を参考に設定しているとのことだが、昨今の企業のガバナンスの</li> </ul>	<p>技術的な工夫の余地の大きい工事については、工事の種類や内容に応じて検討され、例えば、送水管の布設工事であれば、単に溝を掘って管を設置する開削工事ではなく、推進やシールドなどの非開削工法を用いた工事に適用される予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● その通りである。</li> <li>● 選択項目の適用についても、総合評価委員会で審議されるとともに、最終的には学識経験者で構成される技術審査委員会で意見を聴取した上で決定される。</li> <li>● その通りである。</li> <li>● 仰る通りであり、今後の試行結果を踏まえて、検討していきたい。</li> <li>● 今回の改定にあたり、他都市の状況を参考にしながら、改定案を提示している。競争入札参加停止措置状況及び点数についても、他都市の状況を踏まえ設定している。</li> <li>● 過去に競争入札参加停止措置を受けた場合、その停止期間が満了した日の</li> </ul>

質疑・意見	答弁
<p>観点から、社会性が重要であると考える。</p> <p>マイナス2点の設定については、説明があった2件の工事では2点で覆ることになるが、新たな項目は、重く見て追加されたのであれば、点数の配分について再考の余地があるのではないか。</p> <p>例えば、マイナス3点や工事成績で4点を設定するなど、議論する余地があると感じている。</p> <p>また、この停止措置状況について、過去何年間分を基に減点がなされるのか。</p> <p>○ 企業が指名停止措置を受けた場合には、何らかの落ち度があったと考えられるため、これを重く見るのであれば、点数の配分について再度、議論していただくよう要望する。</p>	<p>翌日から、その期間と同じ期間内に入札に参加しようとする場合に減点されることとなる。</p> <p>なお、点数の設定などについては、今後の試行結果を踏まえて、検証していきたい。</p>